三重県国民保護計画の概要

第1編総論

- 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- 国民保護措置については、以下の点に留意し実施する。①基本的人権の尊重、②国民の権利利益の迅速な救済、③国民に対する情報提供、④関係機関相互の連携協力の確保、⑤国民の協力、⑥指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重、⑦高齢者、障害者等への配慮、⑧安全の確保
- 県地域防災計画に基づく防災のための体制と相互に連携し、活用する。

第2編平素からの備え及び予防

- 防災危機管理部職員を中心とした宿日直体制を活用し、24時間即応可能 な体制を確保する。
- 武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。
- 情報の収集及び提供を確実に行うため、衛星系通信及び地上系通信を併用 した防災行政無線を有効活用する。
- 職員に対する危機管理等に関する啓発研修において、国民保護に関する研修を行う。
- 迅速に避難の指示、救援に関する措置を行うことができるよう、基礎的資料を整備する。
- 県内に所在する生活関連等施設を把握し、安全確保の留意点を周知する。
- 防災のための備蓄と国民保護措置の備蓄を相互に兼ねるものとし、特に必要となる物資及び資機材の備蓄に努める。
- 住民に対し、様々な媒体を活用し、国民保護に関する啓発を行う。

第3編武力攻撃事態への対処

- 危機が発生した場合は、速やかな初動情報の収集を行うとともに、県危機 対策本部を速やかに設置し、対処する。
- 県対策本部を設置すべき通知を受けた場合は、直ちに本部を設置する。当 該本部に部を置き、各部は国民保護に関する対策を実施する。
- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、 指定公共機関、指定地方公共機関及びその他関係機関と相互に連携する。
- 対策本部長による警報が通知された場合は、直ちにその内容を市町長、指 定地方公共機関その他の関係機関に通知し、放送事業者に対し、的確かつ迅 速に警報の内容を通知する。

- 対策本部長による避難措置の指示を受けた場合は、直ちに、その内容を市 町長等に通知し、要避難地域の住民に対し、避難の指示を行う。
- 対策本部長による救援の指示を受けたときは、関係機関の協力を得て、収 容施設の供与及び食品等の給与又は貸与、医療の提供等の救援の措置を行う。
- 避難所において安否情報の収集を行うほか、県立病院、県立学校等からの 情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。
- 生活関連等施設の安全確保のため、関係機関及び生活関連等施設の管理者 との連絡体制を確保する。また、当該施設の管理者に対し、安全確保のため の必要な措置を講ずるよう要請する。
- 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害が発生した場合は、それぞれの汚染原因に応じて、汚染の拡大を防止する。
- 緊急の必要があると認めるときは、退避の指示及び警戒区域の設定、交通 規制等の措置を講ずる。
- 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等に関 するする総合的な施策の推進を図る。
- 大規模集客施設等における武力攻撃災害に対し的確かつ迅速に対応できるよう、関係機関等との連携体制を整備するとともに、武力攻撃災害の発生及び拡大の防止等に関する総合的な施策の推進を図る。
- 被災情報を収集し、直ちに消防庁に報告する。
- 避難先地域に対して、衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握及び 健康障害の予防等を行う。
- 物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の 高騰、買占め及び売惜しみを防止するための措置を行う。
- 緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する等、緊 急交通路の確保に当たる。
- 赤十字標章、特殊標章等の交付及び管理を行う。

第4編復旧等

- 県は、管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとと もに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
- 武力攻撃災害の復旧については、国の制度に基づき適切に対応する。
- 国民保護措置に伴う損失補償と、国に対する費用請求を行う。

第5編緊急対処事態への対処

○ 緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等と類似の事態が想定される ため、武力攻撃事態等への対処に準じて対処する。